

## アレルギーを含む食品に関するワーキンググループの設置について（案）

（平成 29 年 9 月 26 日 食品安全委員会決定）

### 1 アレルギーを含む食品に関するワーキンググループ設置の趣旨

食物アレルギーは、食物によって引き起こされる抗原特異的な免疫学的機序を介して生体に不利益な症状が惹起される現象である。食物アレルギー疾患を有する者は、抗原食物の摂取等により、皮膚症状・呼吸器症状・消化器症状等を起こし、時にアナフィラキシーと呼ばれる複数臓器に及ぶ全身性の重篤な過敏反応を起こす。

平成 27 年、アレルギー疾患対策を総合的に推進するために、アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号）が施行され、第 15 条で国が生活環境の改善を図るための措置を講ずることが定められた。

これを踏まえ、食品安全委員会は、食物アレルギー疾患を有する者に係る食品の安全の確保のため、アレルギーを含む食品に関する食品の表示等について、科学的な検証を行うこととし、平成 28 年 3 月 29 日に開催された第 600 回食品安全委員会において、アレルギーを含む食品を食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の対象とすることを決定した。

このため、食品安全委員会に、「アレルギーを含む食品に関するワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置することとする。

### 2 所掌事務

WG は、アレルギーを含む食品に関する食品健康影響評価についての事項の調査審議を行う。

### 3 構成及び運営

- (1) WG は、専門委員により構成し、その WG に属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- (2) WG に座長を置き、WG に属する専門委員の互選により選任する。
- (3) 座長は、WG の事務を掌理する。
- (4) 座長に事故があるときは、WG の構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) WG の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。
  - ① 会議の日時及び場所
  - ② 出席した専門委員の氏名
  - ③ 議題となった事項
  - ④ 審議経過

#### ⑤ 審議結果

- (6) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、WGの会議を招集し、その議長となる。
- (7) 委員は、WGに出席することができる。
- (8) 座長は、必要により、WGに属さない専門委員あるいは外部の者に対し、WGに出席を求めることができる。
- (9) WGの会議、議事録等は原則として公開とするが、自由な発言が制限され公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (10) WGにおける調査審議等への参加については、「食品安全委員会における調査審議方法等について」（平成15年10月2日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (11) WGの調査審議の結果は、食品安全委員会に報告する。

#### 4 その他

上記に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長がWGに諮って定める。

#### 5 施行日

平成29年10月1日から施行する。